

第2回佐賀市障がい者プラン等策定委員会

日時：5月26日（金）19：00～

場所：本庁4階大会議室

1 開 会

（省略）

2 部長あいさつ

（省略）

3 議 事

（1）アンケート結果について【資料1】

委 員：報告書について、今回、「あなたにはどんな助けが必要ですか」という視点のみで「どのような点で頼られますか」といった視点が抜けているというか、障がい者は助けられて当然というバイアスを感じた。障がい者のみならず誰もが助けられるだけでなく、助け合う、支え合う、誰もが頼られる社会という観点をお持ちかお聞きしたい。

事務局：共生社会なので互いに頼り頼られがベストであると認識しているが、障がいの内容によっては、実際的には難しい方もいるかもしれないとは考えている。

委 員：一つの観点として伝えさせていただいた。

（2）国の第5次障害者基本計画の概要について【資料2】

委 員：基本計画についてはその通りだと思うが、今の地域課題として、差別の解消、雇用の問題、教育の問題等がある。難病の患者さんは非正規雇用が多く、正規になれる方が少ない状況で、結婚できないという方も増えている。難病の進行等もあり、長く働けない人もいて、貧困の問題で現場でも苦悩している。難病があっても普通に仕事できるような社会を夢見ている。基本計画自体は素晴らしい計画だと思うが、共生社会に向けて、さまざまな関係機関が協力しながら進めていければと思う。

委 員：法定雇用率が今後上がっていくという事で、実際問題どうなっているのか。法定雇用率をあげていくことの有用性について、どのように議論されているのか。

事務局：法定雇用率の引き上げ以外にも、法定雇用率に含める対象者の拡大も行われている。主な所では、精神障がいの方では、急な体調の変化等もあり、法定雇用率の要件となっていた週20時間以上が壁になっていることもあった。それが、法改正により、10時間以上20時間未満の方も0.5人分としてカウントして、法定雇用率に加算してよいことになった。そのように、就労を拡大していくための取り組みはされていると思う。

法定雇用率について 100 人以上の企業で守られていない場合はペナルティ（障害者雇用納付金の徴収）もあり、また、熱心に取り組んでいる企業を認定していくような取り組みもあったと思う。

委員：雇用率を引き上げることで障がい者雇用が社会的に実装されているか、どこで評価しているのかが分かれば、教えていただきたい。

事務局：すぐに思い当たることはない。

委員：公的な機関では障がいのある方の雇用の促進に取り組まれている実感がある。具体的な数値を上げることは難しいが、実感としては取り組まれていると思う。

委員：民間企業の法定雇用率が 2.3%で、厚生労働省のデータによると、令和4年の達成率は 48.3%と約半数となっている。

委員：企業も努力はしていると思う。ただ、法定雇用率を達成していても、なかなか賃金が上がらない実態がある。大企業でも、朝の6時から5時間勤務で週3日とか、そういう働き方をさせられている障がい者の方や難病の方が多いというのは知ってほしい。
また、コミュニケーションがうまくいかないと、そこからハラスメントが出てきたり、精神的に病んで辞めていかれる方も就労支援をしていく中では多い。

（3）佐賀市障がい者プラン（総論）案及び第7期佐賀市障害福祉計画・第3期佐賀市障害児福祉計画（総論）案について【資料3】【資料4】

委員：資料2の障がい者プラン2ページの「障がい者をめぐる動き」の冒頭で「障害者権利条約に署名」が出てくる。昨年8月、国連障害者権利委員会において、権利条約の実施状況についての審査があり、9月に日本政府へ実施状況に関する総括所見が示されたが、国の第5次基本計画の中でも、所見の内容が盛り込まれている事項もあれば、ない事項もある。この審査については、非常に大きな動きだと思うので、表の一番下に記載いただければ。

委員：それをもとに国も動いているという事を考えれば、ご指摘の通り、令和4年の動きの部分に入れるのが適切かと思う。

委員：審議としては、次回の計画の内容からが中心となると思うが、今回示された序論部分について、計画策定の趣旨と背景が、法律と前の計画期間が終わったから、という内容になっているので、それでいいのかと正直思った。佐賀市として、どのように考えているからプランを策定するということがないと、法律で決められたから作るというようなプラン・計画にならないかを感じる。

委員：質問だが、策定委員っていったい何なんだろうかと思っている。次回、計画の内容が示された時に意見を伝えるのが中心になるのか。

委員：示された計画に対して意見を言うというより、質問書で事前に「これを入れてほしい」等の意見をいただければ、より早く対応が可能になる。その場で言っても、次までに入れられない、という場合もあるかと思う。また、事前にしっかり読み込んでいただいて、言っていただくのが良いのではないかと思う。

事務局：意見をいただいて、こちらで検討できればと思う。

委員：資料3の障がい者プランの5ページ以降、「第2章 障がい者を取り巻く環境」について、佐賀市の人口や手帳所持者数等を掲載はあるが、障がいに関する相談の状況や、施設の状況、その推移などを掲載してもいいのでは。

委員：福祉計画の今後の生かされ方について、施策にどう反映されていくのか、その過程等をうかがいたい。

事務局：計画策定後は障がい福祉課だけでなく、佐賀市全体でこれを進めていく事になる。例えば歩道の整備や公共施設の整備は、それぞれの担当課が行う。いろんな部署で計画に沿った取り組みを、市全体で進めていく事になる。作成後、この計画は全課に配布する。

委員：計画は、策定後は達成に向けて準備・整備することになる。作っても影響がないという事は無い。

4 事務連絡【資料5】

(今後のスケジュールについて説明)

5 閉会